年　　　月　　　日

（申請先）

横浜市　　　　　区長

申請者

団体名

代表者氏名

代表者住所

（担当者氏名）  
（担当者連絡先）

横浜市内事業者であることの確認書

　自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請にかかる入札又は見積書の徴収を実施した次の事業者は、主たる営業の拠点を横浜市内に置く事業者であることを確認しましたので、報告します。

所在地　　横浜市●●●●区●●●●

商号・屋号　　■■■■■

代表者職・氏名　　●●●●●

【確認日】　　　　年　　　月　　　日

【確認した相手方の氏名】

【確認の方法】書面（書類名：　　　　　　　　）、電話による聞き取り、

その他（　　　　　　　　）

（参考）自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金交付要綱　抜粋

（用語の定義）

第２条

２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(4) 市内事業者 横浜市契約規則に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所（支店や営業所は含まない）の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登記されていない団体をいう。

（入札又は見積書の徴収）

第９条　１契約100万円以上の工事の請負等について、補助金規則第24条の規定に基づき、市内事業者による入札又は２人以上の市内事業者から見積書の徴収を行わなければならない。

※ご注意

本確認書に虚偽の記載があった場合には、本申請にかかる補助金の交付が取り消される場合がありますのでご注意ください。